

令和五年第二回藤崎町議会臨時会会議録

一、開会日時 令和五年十月二十四日 午前十時00分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和五年十月二十四日 午前十時十七分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 木村 宣文 係 長 大崎 光喜

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平田 博幸	副 町 長	五十嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高木 秀光	財 政 課 長	三上 孝之
住 民 課 長	石井 孝	福 祉 課 長	葛西 昭仁

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、報告第十九号 専決処分した事項の報告（損害賠償額の決定について）

一、議案第七十号 令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第四回）案

一、議事の経過

別紙のとおり

第一日 令和五年十月二十四日

開 議 午前十時

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくようご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和五年第二回藤崎町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により、会議録署名者は、四番石澤貴幸議員、五番三上道人議員、六番阿部祐己議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長五十嵐 忍議員。

〔議会運営委員長 五十嵐 忍君 登壇〕

○議会運営委員長（五十嵐 忍君）

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る十月二十日午前十時から小会議室において、地方自治法第九十九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委

員会を開催し、令和五年第二回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配付しておりますとおり、開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、議案審議、採決、閉会、以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（奈良完治君）

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおりにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおり決定しました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案などの受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付してあります印刷物によりご承認願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第十九号及び議案第七十号を一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

津軽は一年中で一番忙しい時期を迎えました。黄金色に輝いている稲刈りも相当進み、我が町で誕生したふじが真っ

赤に、間もなく収穫を迎える、そういう忙しい時期にご参集賜わったことを、まずもって感謝申し上げます。

本日ここに令和五年第二回藤崎町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会の開会に当たり上程されました報告一件、議案一件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思います。

報告第十九号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）。本報告は、令和五年専決第十三号の損害賠償額の決定についてであります。内容につきましては、令和五年八月一日、藤崎町町内において、公用車が訪問先の個人宅の門柱と接触し、門柱の一部が破損したことにより生じた損害について、賠償額を決定したことから報告するものであります。

議案第七十号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第四回）案。今回の補正は、物価高騰の影響が長期化する中、住民生活を下支えする必要があることから、主に青森県の物価高騰対策関連の事業費を計上するもので、一つは、全町民の暮らしの支援と町の経済活性化を図るため、県が新たに創設した交付金を活用し、町民一人当たり五千円分の商品券を追加配付する事業費を追加するものであり、もう一つは、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、県補助金の交付を受け、子供一人当たり三万円を給付する事業費を追加するものであります。

また、物価高騰対策以外では、老朽化した防災行政無線の屋外スピーカーを機能強化するための事業費を追加するもので、歳入歳出ともに一億三千四百二十三万四千円を追加し、予算規模は七十八億八千百十五万二千元となるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明を申し上げたいと思います。何とぞご慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますようお願い申し

上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第五、報告第十九号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十九号を終わります。

日程第六、議案第七十号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

歳出の中で、防災行政無線屋外拡声子局機能強化工事設計業務と、工事のための委託料というふうにあるんですけども、この間、この間というのは四月以降、今年度ですね。行政無線聞こえねぐなったじゃとか、そういう苦情といいますか、そういうのは何件ぐらいあって、具体的に、例えば私のところをそういう苦情というか対処してほしいという、聞こえねぐなったじゃとかという、どういうふうに個別的な対応をなさったのでしょうか。その内容を明らかにしていただきたい。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えします。

地区が久井名館と柏木堰の二か所で、スピーカーが鳴っていないということで報告を受けております。それで、現在仮のスピーカーで二か所聞こえるような対処をしているところでございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

久井名館と柏木堰の二か所、仮のスピーカーで対応したんだというふうなことなんですけれども、今回、予算計上されているのは子局の機能強化の工事をするんだというふうなことなんですけれども、これは全般的にやるというような受け止め方もしているんですけれども、全般的にまでやる必要があるという根拠と申しますか、理由というのはどの辺にあるんですか。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

防災行政無線は、平成十八年に合併してその次の年、一回整備しております。令和二年度には、本局とか防災行政無線の機械そのものを整備しております。スピーカーと支柱については平成十八年に設置したものでございますので、十七年ぐらいたっております。聞こえないという報告を受けまして、保守点検とかを委託しています業者のほうと相談しまして、確認をしてもらっています。かなりのスピーカーが老朽化しているということで、今よりも機能の良いスピーカー、全部で町内六十五か所ございます。できればそれを全部整備したいと考えております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

私がお聞きしたいのは、全般的にやりたいんだというようなことなんですけれども、平成十八年、合併してすぐに、もう私の記憶なのでなんなんですけれども、一億円以上をかけて総額としてはやったような記憶もあるし、それから令和二年度に、機械のほうといたしますか、整備をしたというようなことなんですけれども、まだ全体的な結論が出る前にそういう部分的な補修で対応できるのか。それから、全体的にやらなきゃ全然対応できませんよというようなことの結論が、どの段階で精査してこういう結論になったんでしょうか。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

平成十八年度に整備したスピーカーと支柱ですね、各子局といたしますが、それが十七年ほどたっております。令和二年度にはそれには手をつけておりません。十七年たちまして老朽化がかなり進んでいるということで、保守点検の委託業者のほうからも指摘を受けております。その関係で、一か所一か所悪くなった時点でということで、現在スピーカーとか発注いたしましても、来るまでということで三か月ほどかかるということで、防災行政無線ですので緊急を要しますので、それを今回設計委託の中でもきちっと調査していただいて、その中で全部になるのか、私の考えとしては十八年に一斉に一気に整備したものですから、全部機能強化ということで整備したほうがよいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

もう一問で終わりますんですけども、終わりますというのは、この件については終わりたいなと思っているんですけども、全部というような希望は持っているけれども、状態を精査するというようなことをお聞きいたしましたので、その辺は納得いたしました。ところで、機能的な初歩的な問いかけといたしますか、問いになるんですけども、無線ですの無線を受けて、そしてそれを音声に変換してスピーカーで発信するというふうに考えられるんですけども、そのスピーカーというのは受信と発信のほうは年月がたっているというのもそれは分かるんですけども、受信と発信が一体的といたしますか、スピーカーに一体的に整備されているというような状況なんですけども、初歩的なこと、基本的なことなんですけども、その辺はどういう構造になっていらっしゃるんですか。

○議長（奈良完治君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

まず、役場のほうに本局がございます。その関係で、電波で各町内のほうに飛ばすわけですけども、それを受ける機能もスピーカーのほうについております。そのスピーカー自体がやっぱりかなり古くなりまして、それを受信しない状態で、久井名館、柏木堰が聞こえないという状態でしたので、それを受ける、ただ鳴るだけのスピーカーじゃなく、それを受信する機械もついております。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七十号を採決いたします。議案第七十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十号は原案のとおり可決されました。

これをもって本臨時会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和五年第二回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時十七分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 奈 良 完 治

署名議員 石 澤 貴 幸

署名議員 三 上 道 人

署名議員 阿 部 祐 己